

第9回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年5月15日（金）
午後4時30分から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1） 国の緊急事態宣言の解除について
- （2） 市主催のイベント・行事等の開催基準について
- （3） 市立幼稚園の児童受け入れの再開と保育施設等の登園自粛要請について
- （4） 高松市立学校の学校再開について
- （5） その他各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（北海道及び京都府については、同月16日）から5月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県
の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言

一部抜粋（令和2年5月14日）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下 3 区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ①**特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ②**感染拡大注意都道府県**：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第24条第9項に基づき要請を行う。
- ③**感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が<u>法第24条第9項に基づく協力要請を実施</u>。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「<u>新しい生活様式</u>」を継続。
	外出	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・ 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・ 不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 ・ 3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	・ 必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・ クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 ・ それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・ 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・ それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・ 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限の徹底	・ 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・ クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・ 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・ 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避 (密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

議題(2)

高松市主催のイベント・行事等の開催基準

令和2年5月15日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に回避する対策は、不可欠である。

このことを踏まえた上で、次のいずれかに該当する本市主催のイベント・行事等については、適切な感染防止対策を講じた上で、開催するものとする。

- ① 屋内で開催する場合は、参加者がおおむね100人以下、かつ会場の収容定員が示されているものについては、当該定員の半分以上のもの
- ② 屋外で開催する場合は、参加者がおおむね200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

2 開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱や風邪症状のある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- (2) マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- (3) 手指用のアルコール消毒液等の設置や手洗いを励行すること。
- (4) 参加者間の距離(できるだけ2m)をとり、近距離での会話や大声での発声を避けること。
- (5) 屋内での開催の場合は、定期的に換気を実施すること。
- (6) 会場の規模に応じ、適切な参加者数により開催すること(必要に応じ、参加者数の制限を行うこと。)
- (7) できる限り、開催時間の短縮に努めること。

3 基準の適用期間

この基準は、令和2年5月18日から当分の間、適用する。

「高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針」の適用は、令和2年5月17日までとする。

4 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。

議題（3）

令和2年5月15日

こども園運営課

市立幼稚園の児童受け入れの再開と保育施設等の登園自粛要請について

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月31日（日）まで、家庭で保育が可能な世帯は、保育施設等への登園を控えるよう要請するとともに、市立幼稚園については、臨時休園としている。

しかしながら、県域における国の緊急事態宣言が、5月14日（木）に解除されることが決定したことを受け、本市としては、市立幼稚園の臨時休園の期間を5月17日（日）までとし、5月18日（月）から児童の受け入れを再開する。

しかしながら、以前として、新型コロナウイルス感染症が、いつ拡大するかわからない状況が続いていることなどから、保育施設等、幼稚園の登園自粛要請について、5月31日（日）まで継続する。

○ 臨時休園期間の変更

対象施設	市立幼稚園
変更前期間	令和2年5月31日（日）まで
変更後期間	令和2年 <u>5月17日（日）</u> まで

○ 登園自粛を要請する施設の変更（5月18日（月）以降）

変更前対象施設	認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園
変更後対象施設	認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業、 <u>幼稚園</u>
期 間	令和2年5月31日（日）まで

議題（４）

高松市立学校の学校再開について

令和2年5月15日

高松市教育委員会

■ 市立小・中学校について

学校を再開する 再開日：5月25日（月）

本県を対象にした国の緊急事態宣言が解除され、本市において4月18日以降感染者が確認されていないことから、下記の要領により学校を再開する。

学校再開期を設定する

5月25日（月）～6月5日（金）の2週間

○設定理由

- ・長期の休業期間を経た児童生徒の心身の健康状態を丁寧に観察、把握し、必要に応じた対応をしながら、慎重に通常の学校生活に戻す。
- ・感染対策（別紙チェックリスト）に万全を期し、その評価を行い、可能な限りの感染リスクの低減を図る。

○取組方法

- ・原則、期間を通じて、各学級の半数の登校とする。（例：出席番号の奇数と偶数に分けるなど）
- ・授業時間は、5月25日（月）～28日（木）は午前中、5月29日（金）からは通常授業とする。

○その他

- ・給食は、5月25日（月）から行う。
- ・部活動は、5月25日（月）から行うが、登校者のみで実施する。

■ 高松一高について

県立学校に準じる

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン チェックリスト（5月11日改訂）

高松市教育委員会

1 保健管理等に関すること

■ 児童生徒及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？

- ☐ 児童生徒及び教職員は、朝の検温を実施する。
- ☐ 朝の会で健康観察表を活用し、児童生徒及び教職員の風邪症状の有無等を確認し、朝の早い段階で管理職に報告する。
- ☐ 児童生徒の欠席連絡を家庭から受ける際に、聞き取る情報項目（熱の有無、風邪症状の有無、受診の有無、受診した医療機関等）をまとめ、管理職等と共有する。
- ☐ 授業中、昼休み、放課後等も、随時健康観察を徹底する。
登校後、体調不良になった児童生徒への対応については、保護者と連携をとりながら、丁寧に対応する。（別紙1）。

■ 手洗いや咳（せき）エチケットの指導を行いましたか？

- ☐ 日常的に手洗い、咳エチケットの重要性を指導する。
- ☐ 休み時間等に手洗いの歌を流したり、換気をしたり、児童生徒等へ感染防止の意識向上に努める。
- ☐ 校内に手洗い、咳エチケット等、感染対策のポスター掲示をして啓発している。

■ 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？

- ☐ 学校医、学校薬剤師と連絡を取り合うなど、相談体制が構築している。
- ☐ 学校医、学校薬剤師へ、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について、確認している。
- ☐ 児童生徒がよく手で触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を下校後毎日実施し、環境衛生を良好に保っている。（別紙2「校内等の消毒について」参照）。

■ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？

- ☐ 体調が良くない時は、早めに申し出ることなどを日常的に指導する。
- ☐ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ☐ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感染症対策について、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導をしている。

（※https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm）

■ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話・発声）が同時に重なる場を避けるため、（1）換気の励行（2）近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？

- ☐ 国、県、市のホームページなどから感染症の最新情報を入手している。
- ☐ 3つの条件が同時に重なる場を示す図を教室等に掲示し、徹底して、それらを避けるための方策を行う。
- ☐ 体育館、教室、特別教室を、常に窓を少し開けていたり、定期的に換気をしたりする（空調使用時においても換気をする。）。
- ☐ 教室での机の配列は、可能な範囲で机の間隔を空けたり、前を向いたりするなど、児童生徒同士が近距離にならないようにしている。
- ☐ 児童生徒及び教職員はマスクを着用している。

2 学習指導に関すること

■ 一斉休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？

- ☐ 前学年の学習の遅れについて、その内容を教職員で共通理解した。
- ☐ 臨時休業で失われた授業時数を整理し、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮した上で、年間指導計画等の見直しをし、教職員で共通理解した。
- ☐ 夏季休業短縮、7校時授業等、授業時数回復のための特別時程・教育課程などを準備した。

■ 感染の可能性が高い学習活動について検討しましたか？

- ☐ 感染症対策を講じてもおお感染の可能性が高い学習活動(音楽の歌唱指導、家庭科での調理実習、体育での密集や接触の多い活動、児童生徒が密集して活動するグループ学習等)について、当面の間、行わないなどの配慮を図ることとした。
- ☐ 5月1日付文科省、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)」を確認・参照し、今後の学校運営について計画した。

3 感染者に対する偏見や差別の防止等に関すること

■ 偏見や差別の防止に取り組むことについて検討しましたか？

- ☐ 児童生徒及び保護者向け啓発メッセージ「高松市の小・中学校のみなさんへ(5月12日人権教育課より通知予定)」を活用して、どのように児童生徒に指導するのか教職員で共通理解した。
- ☐ メールやブログでの発信など、保護者にメッセージが届く工夫について考えた。
- ☐ 児童生徒一人ひとりが安心して過ごせる学校づくりについて、教職員で共通理解した。

4 学校行事等に関すること

■ 修学旅行等の学校行事の実施方法を工夫しましたか？

- ☐ 今後の行事の実施方法や時期等を見直したり、必要な場合には躊躇なく中止したりするなど、柔軟な対応を考えている。
- ☐ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行等、児童生徒が密集して長時間活動する学校行事の実施について、中止・延長・内容の見直しなどの対応を図ることとしている。

5 部活動に関すること

■ 部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？

- ☐ 生徒やその保護者を含めて、部活動への参加は任意であることを共通理解し、参加を強制していない。
- ☐ 活動は、生徒のみで実施せず、顧問や部活動指導員等が指導にあたり、実施状況を把握する。
- ☐ 屋内での活動は、常に2か所以上窓を開け、定期的に換気する。
- ☐ 練習時間や活動人数の制限等、感染防止に向けた実施を工夫する(別紙3参照)。
- ☐ 当面の間は、自校での活動とし、練習試合や合同練習等の実施を禁止している。
- ☐ 校長は、部活動ごとの予防対策の状況を把握し、不完全な場合は、活動を中止するなどの措置を講じることを共通理解している。

6 学校給食に関すること

■ 学校給食の実施にあたり、感染防止のための対応を行いましたか？

- ☐ 給食前に石けんを使った丁寧な手洗いやアルコールでの手指の消毒を行う。
- ☐ 運搬及び配膳を行う児童生徒に、給食用のマスクを着用させる。
- ☐ 配膳の際には、待っている児童生徒は黙って静かに待つことを徹底する。
- ☐ 喫食については、スクール形式とし、感染防止の工夫をする。
- ☐ 調理員の体調管理は、学校給食従事者別健康観察記録票に基づき、厳正に実施する。

登校後の健康観察の徹底

- 1 体温の確認等を含めた毎日の健康観察の状況をまとめ、校内で情報共有を行う。健康観察の結果、発熱・咳・くしゃみなどの症状がある児童生徒については、家庭との連絡を密にする中で、早目の対応をする。
 - 2 登校後、発熱等の風邪症状が見られた児童生徒については、迎えを依頼し、速やかに早退させる。なお、迎えまで時間がかかる場合については他の児童生徒との接触を避けるため、できるだけ別室での待機、休養とする。
- * 別室で待機する児童生徒やその家族及び接触者が偏見や不当な扱いを受けることがないように十分配慮すること。

校舎等の消毒について



新型コロナウイルスの残存期間は、感染性のある生きたウイルスはエアロゾルで 3 時間、銅で 4 時間、段ボールで 24 時間、ステンレスやプラスチックでは 72 時間に渡り検出されている報告がある。

準備物：マスク、使い捨てゴム手袋、次亜塩素酸ナトリウム、使い捨てタオル、ごみ袋、バケツ、ペットボトル

◆学校内の消毒について◆

手がよく触れる場所や物品を清潔に保つことが大切です。

- ・ 消毒場所：手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、机、椅子、水道の蛇口、トイレなど
 - * よく手の触れる場所を念入りに行う。
 - * 作業人数が多い場合などは、壁など広い範囲の消毒を行う。
- ・ 消毒方法：ペーパータオルや使い捨て布等に十分に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。
 漂白剤を使用した場合は、金属はさびてしまう可能性があるため、消毒薬で拭いた後に水拭きをする。消毒用アルコールも効果がある。
 * 室内での噴霧は健康被害につながるため行わない。



○リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良い（薄めた次亜塩素酸ナトリウム水溶液も有効です。）

一次亜塩素酸消毒液の希釈の仕方ー



参考 新型コロナウイルス感染症市民向け感染
予防ハンドブック〔第2版〕

原液濃度 5 %

* キャップ 1 杯 = 約 5 ml

使用濃度	方 法	使 用 目 的
0.1%	500 ml のペットボトル 1 本の水に 原液 10 ml (ペットボトルのキャップ 2 杯)	おう吐物、ふん便の処理時
0.05%	500 ml のペットボトル 1 本の水に 原液 5 ml (ペットボトルのキャップ約 1 杯)	調理器具、トイレのドアノブ、便座、 床、蛇口、日常的な清掃、衣類などの消 毒

☞ 塩素系漂白剤は商品により濃度が異なるので、確認してください。

- * 製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。
- * 消毒するときは、十分に換気してください。
- * 希釈したものは時間がたつにつれ効果が減っていきます。その都度使い切るようにしましょう。
- * 誤飲しないよう、作り置きはやめましょう。
- * 手指の消毒には使用しないでください。
- * 他の洗剤と混ぜないでください。(酸性洗剤と混合すると有毒な塩素ガスが発生します。)

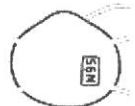
◆消毒に使ったペーパータオル等を捨てる時に気をつけることは？◆

あらかじめゴミ箱にビニル袋をかけ、そこに入れるようにする。

ビニル袋の口をしぼり、捨てたペーパータオル等に手が触れないようにする。



消毒する場合には、手袋とマスクを着用してください。
作業が終わった後は、しっかりと手指の消毒をしてください。



部活動中に想定される「3密」場面とその対策等について

以下に示すものは、中学校体育連盟の代表者等からいただいた事例です。参考にしてください。

3密が想定される場面等	対応策、又は、効果的な練習方法の例
用器具の準備、片付け時	・マスクの着用、手洗いの徹底、役割分担
準備・整理運動、体操等	・部員間の距離をとり、対面しない
更衣室・用器具庫等の入室時	・時間差にて対応
指導やミーティング時	・短く伝わりやすい内容を工夫する ・ソーシャルディスタンスの確保（個別指導も含む）
記録計測等 陸上、水泳など	・複数人の場合は部員間の距離をとる（又は単独で行う）
攻防を伴う対人練習場面 バスケットボール、サッカー、ハンドボールなど	・マスク着用の徹底、練習前後の手洗いの徹底 ・接触時間を極力短く設定 ・攻守の基礎練習等にて接触を回避
風や光を遮断する必要がある場面 バドミントン、卓球、バレーボールなど	・暗幕は閉めるが、窓は開けておく ・定期的に暗幕も開け、室内の換気を行う
活動時の待機場所やボール拾い バドミントン、卓球、テニス、ソフトテニスなど	・時間やエリアを指定する
ネットを挟んだ攻防練習 バレーボールのブロック練習など	・マスク着用の徹底 ・基礎練習等に切り替え、接触・接近を回避
活動補助を要する場面 体操、新体操など	・接触・接近が伴う内容の回避 ・柔軟は自重を利用した方法に切り替える
牽制や盗塁練習時の接触 野球、ソフトボールなど	・マスク着用の徹底 ・練習内容の変更
接触が伴う攻防練習 柔道、剣道、相撲など	・当面の間、個人で行う練習内容に変更
合奏や合唱等の集合した練習 吹奏楽、合唱など	・間隔を十分にとった個人練習に変更 ・過去の演奏視聴による長所と課題点の洗い出し ・優れた演奏（プロ等）の鑑賞
学級旗や横断幕等の共同制作 美術	・室内の換気に努め、最少人数でできる活動を計画する ・WEB美術館を視聴し、作品制作の参考にする
共同研究や実験 科学・パソコンなど	・室内の換気に努め、個人でできる活動を計画する ・交流する際は、互いの距離をとるなど、密集状態を回避
放送練習や対人取材等 放送	・スタジオ活動を控え、屋外で発声や朗読練習を行う ・対人の取材は控え、機器の取り扱い練習に切り替える

これらは参考として示したものですので、各校の実情に応じた感染防止対策を講じてください。

また、施設面からソーシャルディスタンスの確保が困難である場合は、曜日や時間帯で活動できる部活動を振り分けるなど、学校全体で感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。



(本発表のお問い合わせ先)

産業振興課

広報資料取扱主任: 宮脇 智崇

電話 839-2411

「テナント賃料給付金」及び「宿泊業応援金」の申請の受付開始について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動に大きな影響を受けている事業者を対象とした本市独自の特別経済対策として実施する「テナント賃料給付金」および「宿泊業応援金」の申請受付を次のとおり開始します。

1 受付期間

令和2年5月15日(金)から令和2年7月31日(金)まで

2 申請方法

感染症拡大防止のため、郵送のみとする。

3 申請書等提出先・問合せ先

(1) テナント賃料給付金

高松市役所内 産業振興課 テナント賃料給付金担当

電話 087-839-2413

(2) 宿泊業応援金

高松市役所内 観光交流課 宿泊業応援金担当

電話 087-839-2416

■リンク:

- ・http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/syouko202005151000.html
- ・<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kanko/kankou20200514.html>

■添付資料:

- ・テナント賃料給付金申請受付要領.pdf
- ・宿泊業応援金の概要等.pdf

高松市テナント賃料給付金に係る申請受付要領

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が縮小し、入居するテナント賃料の支払いが困難な事業者に対し、今後の経営維持等を支援するため、事業者が負担するテナント賃料に対する給付金を支給します。

1 給付対象者

以下の①～④の要件をすべて満たす事業者を給付対象者とします。(ただし、除外要件のいずれかに該当する場合は、対象から除きます。)

- ① 令和2年4月1日現在において、市内に本社・本店などの主たる事業所を置いている法人(注)、又は、市内に住所を有している個人事業主
注：資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であることを要件とします。
- ② 県内に事業者が賃貸借契約により、事業用として借り受けている建物(以下「テナント」という。)を有している者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年6月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して30パーセント以上減少している者
- ④ 今後も継続して、事業活動を行う意思を有する者

除外要件

- ア 過去にこの要綱による給付金の交付を受けた者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ウ 法人税法別表第1に規定する公共法人
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業、又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- オ 政治団体や、宗教上の組織又は団体
- カ ア～オに掲げる者のほか、市長が給付をすることが適当でないと認める者

2 給付金の額

テナントの月額賃料から1,000円未満の端数を切り捨てた額(1事業者につき10万円を上限)

注1：テナントの月額賃料には、共益費・管理費・敷金・礼金・駐車場代等を含みません。

注2：2つ以上のテナントを有する場合は、それらを足し合わせた額を、テナントの月額賃料とすることができます。

3 申請受付期間

令和2年5月15日(金)～令和2年7月31日(金)

4 申請方法

「高松市テナント賃料給付金交付申請書」(様式第1号)に記入の上、必要書類を添えて、郵送で提出してください。

なお、感染症拡大防止のため、持参による受付はいたしませんので御協力をお願いします。

5 書類の提出先及び問い合わせ先

(宛先) 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 産業振興課 テナント賃料給付金担当
TEL 087-839-2413

6 申請に必要な書類

書類の名称等	詳細な要件等
高松市テナント賃料給付金交付申請書	申請書記入要領を参照し、記入してください。 申請書は両面印刷したものを提出してください。 必ず裏面の「7 宣誓」にある事項をご確認ください。
テナントの建物賃貸借契約書等の写し	貸主・借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載があるもの ※月額賃料について、契約書記載の額と実際の支払額が異なる場合は、貸主の証明書など確認できる書類もあわせて提出してください。
前年（令和元年）の売上が確認できる確定申告書等の写し	【法人】 ① 確定申告書第一表の控え（1枚目） ② 法人決算事業概況説明書の控え（1・2枚目） 【個人事業主】 ① 確定申告書第一表の控え（1枚目） ② 所得税青色申告決算書の控え（1・2枚目）※青色申告の場合のみ ※「確定申告書第一表の控え」には収受日付が押印されていること（e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること） ※個人事業主の「確定申告書第一表の控え」に個人番号が記載されている場合は、黒塗りするなど、見えないようにした写しを提出してください。 ※国の持続化給付金の給付通知書の写しを提出した場合は、この書類の提出を省略することができます。 ※昨年7月以降に創業した方や上記書類がない方などは、別途、ご相談ください。
令和2年2月から同年6月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して30パーセント以上減少していることが確認できる書類の写し	対象月の事業収入額がわかる売上台帳等の写しを提出してください。 様式に指定はありませんので、経理ソフトやエクセル等で作成したデータを印刷したものや、手書きの売上帳簿のコピーなどで構いません。 なお、「令和2年〇月」と明確に記載されているなど、対象月の事業収入であることが確認でき、対象月の事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。 ※国の持続化給付金の給付通知書の写しを提出した場合は、この書類の提出を省略することができます。
申請者名義の口座の通帳の写し	金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーを提出してください。 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等を印刷して提出してください。
【個人事業主の方のみ】 本人確認ができる書類の写し	下記のいずれかの写しを、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。（申請時に有効なものであり、記載された住所が申請時の住所と同一のものに限る。） ①運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可） ②マイナンバーカード（表面のみ） ③写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面） なお、①～④を保有していない場合は、⑤住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方、又は⑥住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方で代替することができるものとします。

送付前にチェックシートでご確認をお願いします。

宿泊業応援金の概要

【目 的】

新型コロナウイルス感染症拡大によって、特に大きな影響を受けている宿泊事業者に対し、今後の事業継続等を支援するため、予算の範囲内で応援金の給付を行います。

【交付対象者】

○高松市内の宿泊施設を営む法人及び個人事業主。（※） ○暴力団関係者でない者。

※旅館業法に基づく営業許可を受けている事業者。但し、ラブホテル及び下宿業を営業する者、地方公共団体を除きます。

また、住宅宿泊事業法に基づく民泊施設は、簡易宿所には含まれませんので御注意ください。

【応援金の額】

交付対象施設	応援金の額
旅館、ホテル	1施設につき 30万円
簡易宿所	1施設につき 10万円

※営業許可単位ではなく施設（建物）単位での応援金の額となります。同一施設（建物）で複数の営業許可を受けている場合は、上記応援金の額のうち、交付対象施設となるいずれか1つのみの交付となります。

【申請方法】

申 請： 郵送のみ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による提出は原則受付いたしません。

※特定記録郵便等、確実な方法での郵送をお勧めします。

申請期限： 令和2年5月15日(金)～7月31日(金)（消印有効）

必要書類： ①申請書兼誓約書兼請求書 ②一時的な休業又は宿泊予約のキャンセルが確認できる書類
③口座登録申請書（通帳の写しを添付）④営業許可証の写し

※②の「休業」については、チラシやホームページ、SNS等の掲載画面、「キャンセル」については、宿泊予約台帳（インターネット上の管理画面可）の写しなどを提出してください。また、その他追加で書類の提出をお願いする場合があります。

【申請書類送付、問合せ先】

〒760-8571高松市番町1丁目8番15号 高松市役所観光交流課内 宿泊業応援金担当 宛

電話：087-839-2416（平日：8:30～17:00）

宿泊業応援金申請の流れ

1. 申請書類の提出

郵 送

○申請書類：①申請書兼誓約書兼請求書 ②一時的な休業又は宿泊予約のキャンセルを確認できる書類 ③口座登録申請書（通帳の写し添付）
④営業許可証の写し

※その他追加で書類の提出をお願いする場合があります

○申請方法：郵送のみ

※特定記録郵便等、確実な方法での郵送をお勧めします

○申請期限： 令和2年5月15日(金)～7月31日(金)（消印有効）

2. 提出書類の審査

審 査

○申請書類の審査の結果、補正をお願いする場合があります。

○その場合、交付決定までに少しお時間をいただくようになりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 交付可否決定通知書発送・応援金のお支払い

○申請書類の到着後、不備等がなければ、約2～3週間で応援金を指定口座へお振込予定です。

○交付決定可否通知書にて応援金の交付の可否と、交付可能な場合はお支払い予定日をお知らせします。

（但し、口座登録申請書に誤り等があった場合、通知書記載のお支払予定日からお支払いが遅れる場合がありますので、御了承ください。）

○審査の結果、お支払いができない場合は、交付決定可否通知書と合わせて申請書類はお返しします。

市民の皆様へのメッセージ

～緊急事態宣言の解除を受けて 「新しい生活様式」の定着へ～

令和2年5月15日

国は、昨日、本県における新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を解除しました。これは、市民の皆様の御協力により、新規感染者数が一定程度抑えられたことなどによるものであり、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、国内では、8都道府県が緊急事態宣言の対象区域のままで、全国的な収束には至っておらず、私たちは、気を緩めることなく、この感染症と長丁場を覚悟し対応していく中で、社会経済活動と感染拡大の防止の両立に配慮した「新たな日常」をスタートさせなければなりません。

そこで、市民の皆様には、国から示された「新しい生活様式」を参考に、特に、次の点に留意するよう、御協力をお願いします。

- 特定警戒都道府県を始めとする、県外への不要不急の移動を控えてください。
- 感染拡大を予防する、「新しい生活様式」を心掛けてください。
 - 1 感染防止の3つの基本を徹底する。
 - ①人に近づき過ぎない（間隔は2mが基本）
 - ②マスクの着用
 - ③手洗いの励行
 - 2 「3つの密」（密閉、密集、密接）を徹底して避ける。
 - 3 毎朝、体温測定や健康チェック。症状がある場合は、自宅で療養する。
 - 4 散歩やジョギングなど、心と体の健康を維持するための行動は、時間、場所を工夫する。
 - 5 買い物は、計画的に、少人数ですいた時間に素早く済みます。

市民の皆様には、自分の行動を前向きに変容させ、感染リスクを徹底的に回避していただくとともに、買い物や外食など、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の完全な終息には、今しばらく時間がかかると思いますが、感染リスクをコントロールしながら、日々の生活を少しずつ取り戻していく取組を、市民の皆様と共に作り上げていきたいと思いますので、引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

高松市長 大西 秀人